

児童手当・特例給付 現況届										提出年月日		※受付確認年月日					
										令和 . .		令和 . .					
受給者	①（ふりがな）					②性別	男・女	⑥住所 （法人の主たる事務所の所在地）	〒048-0406 北海道寿都郡寿都町字								
	氏名 （法人名等）								電話 （ ）								
	③生年月日		明治 . . 大正 . . 昭和 . . 平成 . .	④職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者				⑤配偶者の有無	有・無	本年1月1日時点の住所	（上欄と異なる場合に記入してください）					
配偶者等	⑦（ふりがな）					⑧職業	ア. 被用者 イ. 公務員（勤務先： ） ウ. 被用者等でない者						⑨住所 （⑥と異なる場合）	本年1月1日時点の住所	（上欄と異なる場合に記入してください）		
	氏名																
⑩児童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印	※3歳未満の児童○印	※3歳以上小学校修了前の児童○印	※小学校修了後中学校修了前の児童○印					
			平成 . . 令和 . .	同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母								
			平成 . . 令和 . .	同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母								
			平成 . . 令和 . .	同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母								
			平成 . . 令和 . .	同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母								
			平成 . . 令和 . .	同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母								
⑪受給者の加入している公的年金制度の種別		ア. 厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 （ ）私立学校教職員共済 （ ）国家公務員共済 （ ）地方公務員等共済 イ. 国民年金 ウ. その他（ ）			⑫受給者の扶養親族等及び児童の数	人 （うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数）		判定			区分	手当月額					
						令和 年分所得額	円					3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 中学生分 円 計 円					
					⑬所得の状況	（受給者） 円 （配偶者） 円		控除後の所得額		所得制限限度額	・児童手当 ・特例給付						
								円	円	円							
※審査		令和 年分所得の合計額				控除											
		うち児童手当法施行令第3条第1項による控除				雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	障害者・特障除額	寡婦・ひとり親・労働学生控除額							
		給付所得/公的年金等所得を有する場合の控除額（上限100,000円） （一律控除額）															
受給者	円	円	80,000円	円	円	円	円	円	円	円							
配偶者	円	円	80,000円	円	円	円	円	円	円	円							

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

注意

- 1 児童手当又は特例給付の受給者は、6月1日から同月30日までの間に、本年6月1日の現況について、この届を提出してください。この期間中に提出しないと手当の支払が差し止められることがあります。
- 2 ①の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 3 ⑥の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。また、受給者が個人であり、本年1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 4 ②、③、④、⑤、⑪、⑫及び⑬の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑦、⑧及び⑨の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、受給者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
⑨の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 6 ⑩の欄は、受給者が養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 ⑩の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 8 ⑪の欄は、⑩の欄に3歳に満たない児童がいる受給者に限り、本年6月1日における公的年金制度の加入状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。
「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 9 ⑬の欄は、受給者及び配偶者の前年の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額（所得税法に規定する給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限ります。）を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とします。）と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 10 ⑫の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。なお、受給者の親族ではないが、前年の12月31日に受給者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 11 この届には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 受給者又は配偶者が本年1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、受給者又は配偶者の前年の所得の額と、受給者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
ケ 「10」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
コ ⑩の欄に3歳に満たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所用の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。